

サイトブロッキングの現在地

久保雅一 (株式会社小学館 取締役)

安田和史 (株式会社スズキアンドアソシエーツ 取締役 / 法政大学法学部 兼任講師 / 東海大学総合社会科学
研究所 研究員)

鈴木香織 (株式会社スズキアンドアソシエーツ 代表取締役社長 / 文教大学 非常勤講師 / 東海大学総合社会
科学研究所 研究員代表)

The Current Situation of the Site-Blocking

Masakazu Kubo

Director, SHOGAKUKAN, INC

Kazufumi Yasuda

Director at SUZUKI and Associates, Adjunct Lecturer at HOSEI UNIVERSITY,

Lecture at Tokai University Research Institute of Social Sciences

Kaori Suzuki

President at SUZUKI and Associates, Adjunct Lecturer at BUNKYO UNIVERSITY,

Lecture at Tokai University Research Institute of Social Sciences

【要旨】 海賊版サイトは、極めて巧妙に法的・技術的な抜け穴をつき、時間を稼ぎつつ多額の利益を獲得している犯罪ビジネスと化している。このような状況に鑑み、コンテンツ事業者・団体等は様々な民事上・刑事上の対策を凝らしていた。しかしながら、其々の対策には時間とコストがかかり、その間にも被害は拡大していくという最悪の状況に陥ってしまった。そこで、海賊版サイトへの新たな対抗手段としてサイトブロッキングを立法することが議論されるようになった。しかしながら、政府での議論がまとまることはなく立法することは叶わなかった。現在政府では、サイトブロッキングを含めた海賊版対策のメニューを作成し、まずはサイトブロッキング以外の有効性について順次検討を進めている状況にある。本稿では、海賊版サイト対策をめぐる政府の動きを概観し、最近の海賊版サイトの状況について説明するとともに、今後の対応策について重要であると思われることについて私見を述べる。

【キーワード】 サイトブロッキング 海賊版サイト アクセス警告 漫画村 コンテンツ

【Abstract】 Piracy-websites have become a highly sophisticated criminal business with legal and technical loopholes to buy time and make huge profits. In view of this situation, content providers and organizations devised various civil and criminal measures. Unfortunately, with these measures taking time and cost, the damage was getting worse. This led to the discussion of legislation for site-blocking as new measures against piracy-websites. Yet, the government could not reach an agreement on the issue, failing to enact the law. Currently, the government has been drafting a menu of measures against piracy, including site-blocking, and considering the effectiveness of a series of measures other than site-blocking. This article will provide an overview of the government's activities on measures against piracy-websites, explain the recent situation on piracy-websites, and set forth personal viewpoints on future measures that seem to be important.

【Keywords】 site-blocking piracy-website Access-warning MANGA-MURA Contents

1. はじめに

サイトブロッキングを海賊版対策の有効な手段の一つとして最初に意識したのは、2011年頃から米国で議論が開始された The Stop Online Piracy Act (SOPA) 法案や PIPA (Protect IP Act) 法案で議論されているとの情報が我が国にもたらされたときであったと記憶している。まだ当時は、米国での議論を横目に見ながらも、目の前で活発化していたノーティスアンドテイクダウンにかかる一連の作業に実務上追われていた。それらの作業の自動化や低コスト化といった技術の進歩に大きな期待を寄せるとともに、実態のつかめない海賊版サイトの情報が技術革新や法整備により明らかにされていくことが求められていた。事実、経済産業省からの委託を受けて行なわれた「平成23年度知的財産権侵害対策ワーキング・グループ等侵害対策強化事業（リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産権侵害実態調査）」のワーキング・グループに委員として参加していた筆者（久保）は、その報告書の中で「米国のサイトブロッキングは解決すべき問題があることは理解している。しかし、日本が世界をリードするサイトブロッキング政策を実施するためには FReCs¹ のような技術の進化が必要となると思料する。おおいに期待したい」とコメントしている。

2012年1月29日には、米国 FBI により閉鎖された Megaupload² の事件が大きな関心事となった。当時、無法地帯と化していた違法サイトの Megaupload に対して、米国 FBI が 25PB（ペタバイト）にも及ぶデータをサーバごと押収し、サイトは閉鎖に追い込まれた。これもサイトブロッキングの一種であろう。これを機に、日本政府と米国政府が連携し、海賊版サイトの実態の解明に乗り出すことで効果的な対策を打ち出せるのではないかと思い、関係省庁等を回って説得を試みたが理解や協力を得るに至らず苦い思いをしたことを記憶している。

その後、しばらく議論は落ち着いていたように思われるが、インターネット上の違法コンテンツの不正流通のボリュームが年々増加し対策の限界を感じずにはいられない状況が続き、従来から行なっ

たノーティスアンドテイクダウンでは限界があることが共通の理解になってきた。また、海賊版サイトのサーバ設置国などの情報も調査され、国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応も重要であることが認識されるようになってきた。

2016年頃になると内閣府知的財産戦略推進事務局でこれらの状況が議題にあがるようになってきていた。例えば、知的財産戦略推進事務局が公表している「国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応について（討議用）」平成28年2月³等があるが、この時の議論が現在の海賊版対策にかかる議論の基礎となっているものと思われる。

2017年頃から政府の対応が活発化してきた。一部の海賊版サイトにユーザのアクセスが集中するようになり、徐々に進められてきていたコンテンツ事業者による正規版配信サイト事業およびコミックなどの販売数に深刻なダメージを与えるようになってきたからである。この頃、海賊版サイトは、組織的な犯罪ビジネスに成長していた。彼らは、法律や技術に詳しく、自らの情報が法的手続きに基づいて開示される時期があることや、警察の捜査が及ぶ時期まで計算し、短期間で大きな収益を上げる仕組みを構築するとともに、違法に得た資金を隠すことや、海外への逃走経路まで周到に準備していた。また、著作権侵害事件で刑事罰を受けたとしても、数年で刑期を終えられる場合が多いことから、リスクはあっても十分な財産を築くことができれば、一般社会に戻ったのちに、仮想通貨等として隠した財産を引き出して悠々自適な生活を送ることができると考えているのである。

このような状況の中、コンテンツ事業者・団体等は様々な民事上・刑事上の対策を凝らしていたが、其々の対策には時間とコストがかかり、その間にも被害は拡大していくという状況が重なり、深刻な被害を受けている事業者から政府へ窮状が訴えられることになった。その手段として有効であると考えられたのがサイトブロッキングである。

本稿では、漫画村等に関するサイトブロッキングをめぐる政府系の動きを概観し、最近の海賊版の状況について説明するとともに、今後の対応策について重要であると思われることについて私見を述べ

る。

2. サイトブロッキングをめぐる政府関係の動き

2018年2月16日知的財産戦略本部知的財産推進計画2018策定に向けた検討検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第3回）において、海賊版被害が深刻化していることについて実態が確認され、サイトブロッキングについて一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）より提案された⁴。

2018年3月19日の会見において、菅義偉官房長官がマンガ・アニメの海賊版サイトに対し、サイトブロッキングを含め、あらゆる可能性を検討しているとの見解を示した。この時に政府は、海賊版対策を犯罪対策として強く意識していたように思われる。

2018年3月度自由民主党知的財産戦略調査会において、海賊版サイトについて早急な対策を行なうことが確認された。

2018年04月13日知的財産戦略本部会合・犯罪対策閣僚会議において「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」について決定し、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」および同一とみなされるサイトについてISPによる自主的ブロッキングが適当と位置づけられた⁵。また、菅官房長官がその後の会見で、安倍晋三首相から、マンガ・アニメの海賊版サイトが急速に拡大していることから、中長期の対応方針を取りまとめ、可能なものから一刻も早く実施するよう指示があったことを明らかにした。この中で「政府による緊急対策として、法制度整備までの間、民間事業者が自主的な取り組みとして特に悪質なサイトをブロッキングできるよう制度を検討していく」とかなり踏み込んだコメントをし、憲法問題について懸念があることについても、「批判は承知しているが、この措置は法制度整備までの臨時的かつ緊急的措置とすること、事業者の自主的措置であり、（悪質と言われている）3つのサイトとそれと同一と見なされるサイトに限定してすることが適当であることなどの点を明確に確認している」と述べた。

2018年4月23日NTTグループは海賊版サイトへの接続遮断（ブロッキング）を実施する方針を発表した⁶。その後、3つのサイトは順次事実上の閉鎖に追い込まれることになった。

2018年6月22日知的財産戦略本部は、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）を設置した。

2018年10月15日全9回にわたるタスクフォースでの議論の総括として「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」中間まとめ（案）～インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策～が示された⁷。

2018年10月30日知的財産戦略本部知的財産推進計画2019策定に向けた検討検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第1回）において、タスクフォースの座長である、中村伊知哉氏と村井純氏の連名でブロッキングに関する法制度整備については、意見がまとまらなかったとの報告があった⁸。

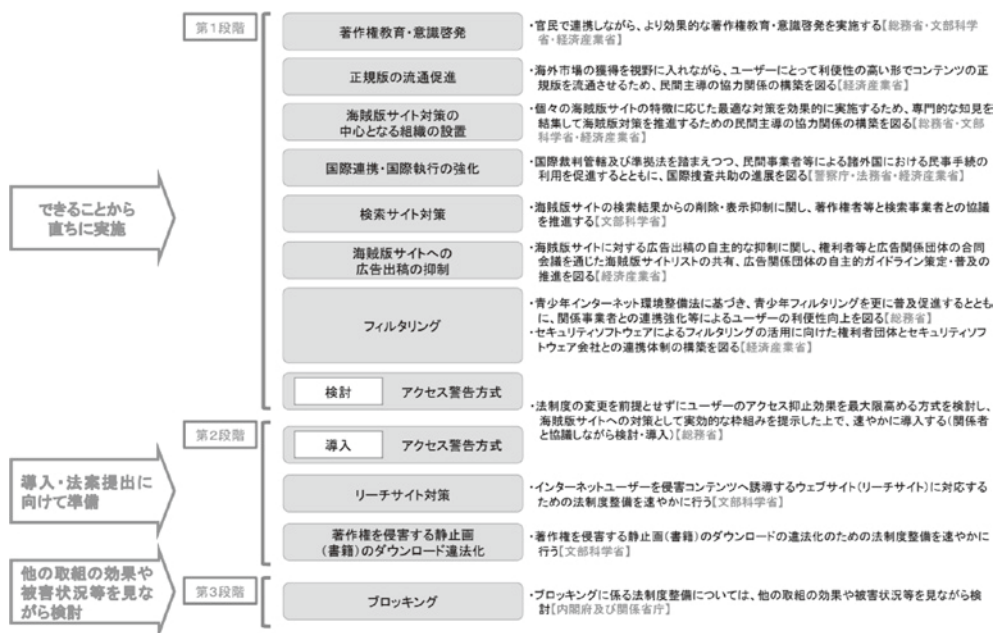
2019年3月29日知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第4回）において「本会合における主な論点」が確認され、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（案）」が示された⁹。

2019年10月18日、知的財産戦略本部がウェブサイト上に内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省名義で、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を公開した（図：インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューおよび工程表について参照）。

このメニューは、3つの段階から構成されており、第1段階を「できることから直ちに実施」するレベル、第2段階を「導入・法案提出に向けて準備」するレベル、第3段階を「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」するレベルに分けている。

これまでの議論で一番注目された「ブロッキング」は、第3段階であるが、これは他にとりうる措置があるのかということを明らかにしたうえで議論の上、法制化していくという趣旨であると思われる。

図 インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューおよび工程表について



2.1. 著作権教育・意識啓発

著作権教育・意識啓発について、出版社はマンガの人気キャラクターを用いた「STOP! 海賊版」キャンペーン等への協力体制は整っており、今後も引き続き関係各社とも連携しつつ、必要な取組を実施していくことになると思われる。

これまでの、ユーザ、子どもたちや教職員に対し

て海賊版サイトにアクセスしないための取組みを中心に実施してきたが、それに加えて、子どもたちが犯罪に巻き込まれないような取組も重要になるだろう。海賊版サイトは組織化し役割分担が進んでおり、週刊誌を裁断しスキャンしてアップロードする者は海賊版サイト運営者に雇われている者であることが多い。このような作業は機材さえそろっていれば家



資料：出版広報センターウェブサイト
<https://shuppankoho.jp/damage/>

庭でもできてしまうため、子どもたちが安易な気持ちでそれに加担してしまうおそれもある。そのようなことに巻き込まれないように、子どもたちや保護者、教職員等関係各位で犯罪情報の共有をしていかなければならないだろう。

2.2. 正規版の流通促進

海賊版サイトは、犯罪ビジネス化していることは先に述べたが、それを叩くためには、海賊版サイト運営をリスクが高く収益化できないところに追い込んでいく必要がある。

正規版の流通は、コンテンツ事業者各社において進められているほか、出版社に関して言うと、サブスクリプションサービス（定額制）や、無料試読などのサービスも出てきている。従来と異なり、人気作品の最新刊以外すべてを無料試読できるキャンペーンを展開している出版社もあり、様々なプラットフォームで読者を囲い込むためのトライアルが行なわれている段階であると思われる。

正規版流通を行なうに当たっては、国内市場のみならず、海外市場も意識しなければならないと考えている。これまで、出版各社は海外展開を行なってきたが、国内のプラットフォーム上で海外のユーザが直接読むことができるようなサービス展開を考えなければならないだろう。これには、デジタルアーカイブを促進することや、コンテンツを翻訳することやローカライズしやすい環境を作るべく、各国市場の情報収集を進めていく必要がある。また、これに伴う技術開発は必須であるといえる。

その他、Authorized Books of Japan (ABJ) マークを掲示する動きもある。同マークは、出版広報センターが、電子取次事業者や電子書店の協力を得て、正規版の配信サイト等に掲示する運用がされている。また、同マークは、商標登録されており、許可なく掲示することはできないため、正規版をコピーすれば同マークも同時にコピーされることから、商標権侵害が明らかとなる。なお、一般社団法人電子出版制作・流通協議会によると2019年12月17日現在で、ABJ マーク発行先（ホワイトリスト掲載）は691 サービス、166 事業者となっている。

2.3. インターネット上の海賊版対策の中心となる組織の設置

総務省の支援による民間レベルの対話に繋がる組織の設置が行なわれるほか、経済産業省の支援による、広告出稿抑制に向けた議論が進められることになった。既に、2018 年ごろから CODA と広告関連3 団体（公益社団法人 日本アドバタイザーズ協会 (JAA)、一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)、一般社団法人 日本広告業協会 (JAAA)）は、連携を進めており、海賊版サイトに関する情報共有が進められている。また、2019 年 9 月 30 日には「海賊版サイトへの広告出稿抑制に関する合同会議」が設置され、広告出稿抑制にかかる具体的な取組が進められており期待される。

2.4. 国際連携・国際執行の強化

国際裁判管轄および準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続きの利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展が図られる施策である。海賊版サイトは、海外サーバを利用してなど、国境を越えて犯罪行為を行なっているほか、そのような事案においては民間事業者による証拠収集には限界がある。このような状況の中、我が国の警察や侵害地国における捜査機関との連携がより緊密に図られることが期待される。

2.5. 検索サイト対策

漫画村は、具体的な数値は後述するが極めて多くのユーザがアクセスしていた。このような状況を許せば、莫大な広告収入を得られることが推察できる。

多くのユーザがアクセスしていたのは、検索サイトの検索結果上位に海賊版サイトが掲載されることが放置されてきたことが大きな原因であると思われる。もちろん、リーチサイト等についての法制化が遅れたこと等もあるが、従前の検索サイト事業者はコンテンツ事業者側からの削除や表示抑制（検索結果の順位を下げる）について要請に応じてもらえない場合も多く存在していた。そのため、対策の中には「検索サイト対策」が含まれている。これを行なうことで、ユーザが海賊版サイトに向かう2つの大きな経路のうち一つを抑制できることが期待さ

れるだろう。

もう一つの経路は、SNS を介する場合である。仮に、検索サイト対策が進んでも、SNS サイト経由が残ってしまえば、十分な効果が得られないと思われることからこの点についても政府(文部科学省)による検討メニューに追加されることが望まれる。

2.6. 広告出稿の抑制

海賊版サイトへの広告出稿の抑制も、犯罪ビジネスの資金源になっていることから重要である。これまでも、海賊版サイトへの広告出稿抑制については、広告関係団体等から一定の協力を得てきている。しかしながら、海賊版サイトは、サイトの内容を偽装するなど巧妙に広告費を稼いでおり、海賊版サイトリストの共有等が重要になってくるとされる。また、漫画村に関しては、広告がブラウザ上で表示されないように設定されており、広告が誰にも閲覧されていないにもかかわらず広告費を払っている状況にあった。広告を依頼した企業は、そもそも海賊版サイトに広告出稿を依頼したつもりはないだろうし、閲覧されていない広告に対して費用を支払っていたことになることから、ウェブ広告そのものの信頼を揺るがす事態であったと思われる。広告事業社は、海賊版サイト上のコンテンツそれぞれにどれだけのアクセスがあり、どれだけの広告収入があったかを正確に知る唯一の関係者であるから各社の協力の下、体制を整備していく必要があるだろう。

2.7. フィルタリング

少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進することが進められていくとのことであるが、携帯キャリアは、当該フィルタリングに協力しているものの、加入には罰則などがないことから、保護者の協力を得られなければ加入させることはない。また、利用開始後に子どもの要望でフィルタリングサービスを解約するケースも多いという。朝日新聞デジタル(2019年11月25日)報道によると、加入率は大手キャリア3社で平均59%であり、NTTドコモが64%、KDDIは58%、ソフトバンクは50%であることが公表されている。ただし、これらはフィルタリングサービスの利用率

ではない。警察庁生活安全局少年課「平成30年におけるSNSに起因する被害児童の現状」4頁によると、「フィルタリングサービス利用の有無を尋ねられた1,559人のうち、同サービスを利用していたと回答したのはわずか12%の187人」であった。総務省は利用促進に向けた取組を実施するとしているが、残念ながら実効性は薄いと言ってよいだろう。今後は、ウイルス対策ソフトなどにフィルタリングや海賊版サイト対策を実装するなど、官民をあげた施策に期待したい。

2.8. アクセス警告方式

アクセス警告方式とは、海賊版サイトにアクセスする場合に、ユーザに対して警告表示を行なうものであり、東京大学の宍戸常寿教授によってフィルタリング・ブロッキングとは異なる第3の「実効的で、法的に問題が小さく、迅速に実現可能な海賊版対策」であるとしてインターネット上の海賊版対策に関する検討会議(第5回)において提案されたものである。宍戸教授も指摘されるように「同意によるフィルタリング」は、法的に見れば決定的な違いがあると思われる。同検討会議で指摘する者がいた憲法および通信法制上の問題にはならずそれらの議論を回避できるものとして期待できると筆者らも考えている¹⁰。

3. 漫画村に関する知財学会とPSSによる調査

海賊版サイト「漫画村」については、コンテンツ関連の様々な団体から被害額などが公表されていたが、日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会においても実態調査の必要性を感じたことから、日本女子大学名誉教授である小館香椎子氏と、国立大学法人電気通信大学(以下「電通大」という)准教授・日本知財学会理事の渡邊恵理子氏が創業した電通大認定ベンチャーである株式会社 Photonic System Solutions(代表取締役:増川佐知子氏)と協力し、漫画村が閉鎖される直前の時期にスクレイピング調査などを行なった。

調査項目：

- 1) 漫画村掲載作品数
 - ①全作品数と出版各社作品の占める割合
 - ②ジャンル別作品数と出版各社作品の占める割合
- 2) 漫画村人気作品
- 3) 漫画村アクセス数の調査

調査方法：

- 1) 漫画村掲載作品情報の収集
漫画村サイトにおいて、下記の条件でスクレイピングを実施【プログラム作成】
 - ・表示方法は「作品タイトルのみ」（ほかに「巻単位」あり）
 - ・ソート順は「人気順」（ほかに「新着順」あり）
 →収集した情報は、「作品タイトル」「著者」「登録巻数」「タイトルURL」「ジャンル」
- 2) 出版社特定方法
 - ①漫画村から収集した「著者」情報から出版社を特定
 - ②GoogleBooksAPI（※1）により作品名、著者名から出版社を特定【プログラム作成】
 - ③出版作品リストを提供してもらった出版社については、漫画村リストとマッチングをかけて出版社を特定した。
 【プログラム作成】（※2）
 - ④手動検索により出版社を特定
- 3) 漫画村アクセス数の調査
SimilarWeb (<https://www.similarweb.com>) を利用

※1：Google Booksは書籍コンテンツ検索をサポートする取り組みで、APIにより、書籍情報を取得することが可能 <http://developers.google.com/books/>

※2：公式オンラインサイトから情報を収集し、作品リストを作成することも可能【収集プログラム作成】

調査：株式会社 Photonic System Solutions
協力：日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会

調査時期については、漫画村のスクレイピング実施日が2018年4月6日、漫画村が接続できなくなったのが2018年4月17日であることから、11日前に行なった調査ということになる。この時の調査項目と調査方法は下記である。

調査の結果、明らかになったこととしては、下記である。

タイトル数・巻数から考えると、かなりのボリュームがあることから、海賊版マンガサイトの運営者が

一から電子データを作成したとは考えにくいだろう。つまり、過去にアップロードされたことのある電子データのある程度のボリュームで何らかの手段で手に入れたと考えるのが自然である。入手ルートについては、現在においても明らかにされてはいないが、一度海賊版としてアップロードされたコンテンツは、URLを知り得るものしか到達できないサーバ上の保存領域やダークウェブ（Dark web）¹¹等のいずれかの場所にアーカイブされており、新たな海賊版サイトが立ち上がって新規のマンガが追加され

作品タイトル数： 8,223件
作品巻数： 72,577件

※講談社、小学館、KADOKAWA、集英社、秋田書店、白泉社、スクウェア・エニックス、手塚プロダクション、ぶんか社、芳文社、双葉社、一迅社、少年画報社、竹書房の14社で漫画村にアップロードされていたデータの80%を占めていた。

●漫画村への月間アクセス数は、約1.74億

●1アクセスあたり

→ 平均滞在時間、約2.2分間 / ページ閲覧数、約9.5ページ

●月間総ページ閲覧数、1.74億×9.5≒16.5億 ※上記より算出

●1作品（1巻）を読むに当たり1.1分程度滞在すると仮定

→ 1回のアクセスで平均2作品（2巻）読む時間に相当する（推計）

●閲覧された延べ作品数1.74億×2作品（推計）≒3.5億作品（推計）

●ユニーク訪問者数は、約1,000万人〔実数：9,852,000人、重複カウントなし〕

※1端末が何度アクセスしても1カウントだが、1人で複数の端末でアクセスしている場合は、別カウントになる。

※3月の日本からのアクセスが95.86%のため、日本人のアクセス数は、940万人程度と推計。

※日本国人口：推計1億2,652万人（概算）とすると日本人の7.4%程度が漫画村の利用経験があると推察できる。

調査：株式会社 Photonic System Solutions
協力：日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会

ればそのアーカイブに載り、そのサイトがつぶれた時には、新たな運営者の手に渡っているものと推察できる。

漫画村の月間アクセス数は約 1.74 億に達していることから、この数に広告が付いていたとなると、運営者が得ていた金額は膨大なものになっていたことは間違いない。この時の調査ではその後すぐにサイトがアクセスできなくなってしまったために時間オーバーとなったため、どの作品にどれだけのアクセスがあったのかについては、調査することができなかった。ただ、1 アクセスあたりの平均滞在時間とページ閲覧数が分かったことから、月間総ページ閲覧数を 16.5 億とし、1 回のアクセスで平均 2 作品読むと仮定すると、3.5 億作品分のアクセスがあったと推計できる。

なお、日本国内がほとんどを占める漫画村へのアクセスは、ユニーク訪問者数として約 1000 万人であった。日本の人口から考えると、およそ 7.4% がアクセスしていたことになる。これは、作品名で検索したときに検索結果上位に漫画村にアップされた該当作品が表示され続けていたことから、読者の多くが無料で閲覧できる漫画村の存在を知り、アクセ

スが膨大な数になったものと推察されることから、いわゆるカジュアルユーザーによるアクセス対策として検索サイト対策（+SNS 対策）が必要であることは間違いないだろう。

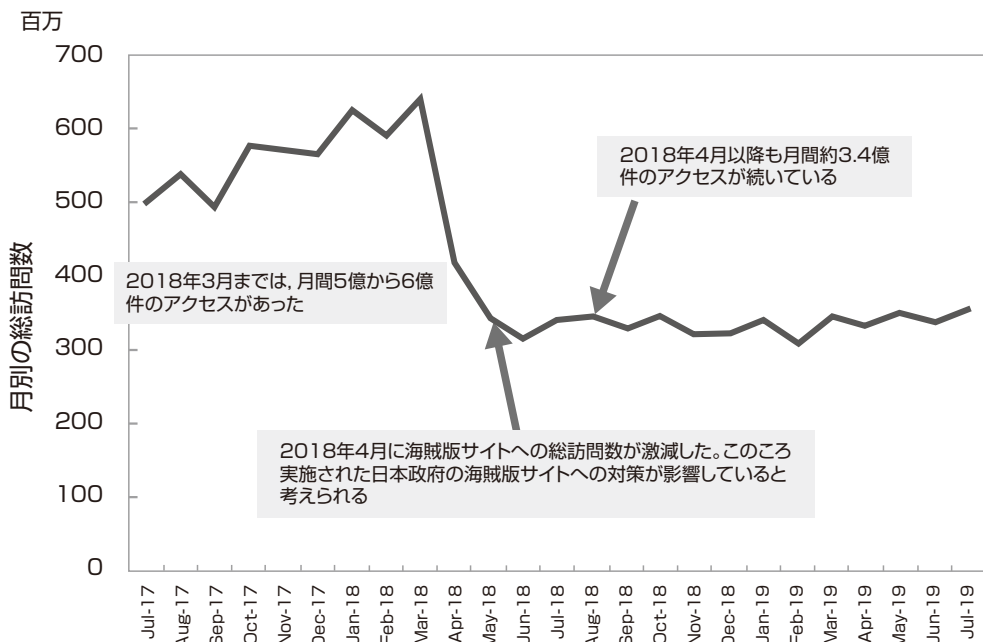
4. 海賊版サイトの現状について

海賊版サイトの現状についての調査は、各事業社・団体等で行なわれているが、日本映画著作権協会（JIMCA）から委託されて調査を行なった、電通大准教授・日本知財学会理事渡邊恵理子氏が第 32 回東京国際映画祭 共催企画 MPA セミナーにおいて報告されたデータが参考となる。この調査は、以下のような実施要綱で行なわれ、海賊版サイトの傾向を定量分析し、人気作品リストや経時変化等を含む海賊版サイト特徴レポートを作成したものである。

この調査の中で、「海賊版サイトへの総アクセス数の推移」が見られる。

下記の図から見ても分かる通り、2018 年 4 月に海賊版サイトへの訪問者数が、6 億近い数字から一気に 3 億を切るところまで減少していた。これは、漫画村が政府によって問題視された時期と重なって

海賊版サイトへの総アクセス数の推移



おり、Google が検索結果から削除した時期と重なる¹²。つまり、漫画村は政府が問題視するサイトなのだということが周知されたほか、カジュアルアクセスの道が閉ざされたことなどが理由になると思われる。つまり、議論もあるところではあるが、政府の対応や、Google による検索結果からの削除・抑制は海賊版対策に、かなりの効果があることが期待できることがわかる。しかしながら、しばらく期間が過ぎると徐々にアクセス数が回復してきており、根本的な解決には至っておらず、また別の便利な海賊版サイトの体制が構築されれば同じような状況が起こることが示唆されている。確かに、Megaproad の時も、世界的にトラフィックのボリュームが下がるなどの影響があったが、その後徐々に回復し、現在の状況に至っている。とはいえ、漫画村が与えていた被害があつた状況のまま数か月も持続していれば、権利者側は回復できないほどにダメージを負っていた可能性もあっただろう。

同調査によれば、2019 年 3 月時点で 3 億 / 月の海賊版サイトへのアクセスが確認されており、2019 年 4 月以降は、再び増加傾向にあるとされていることから、漫画村を閉鎖に追い込んだとしても、また次に強力なサイトが現れれば同じような状況が起こることは容易に想定できるだろう。

5. おわりに

一連の漫画村等をめぐる問題は、海賊版の問題が深刻化していることを国民に周知させるようになった。また、漫画村に関していえば、出版社を中心として十分な対策を行なうことなく、サイトブロッキングを主張したわけではない。実際には、あらゆる専門家によって提案された多くの手法について試みていた。もちろん、その結果得られた情報はその後の刑事対応に活かされている。ただし、刑事対応を一度進めると、その後警察の捜査が開始された際に邪魔にならないように、あらゆる動きができなくなる場合がある他、どのような対策を行なってきたかについて公表できなくなってしまう。

そもそも、海賊版サイトに対する対抗策は、国内外に複数存在しており、状況に応じて使い分けの

が一般的である。しかしながら、その対抗策のほとんどは、時間とコストについての議論についてあまりされていない。つまり、何ができるかということだけではなく、どのくらいの期間とコストをかけてどのようなことができるかについての議論が必要であると思われる。

海賊版サイトは、ユーザを集めるまでに様々な PR をしており、ヒットするまでに至っていないものも多い。そのため、コンテンツ事業者が被害を受けているサイトがどのサイトかを特定できるようになるには、そのサイトが相当なアクセス数を獲得した状況になってから対抗手段を講じる場合が多い。しかしながら、相当なアクセス数を獲得した状況の海賊版サイトに対抗手段を講じた場合、そこから半年以上は大きな被害が継続した状況が続いてしまうことになる。仮に、これらのサイトを相当なアクセス数を獲得した状況になる前からつぶさに検出し、民事的・刑事的対抗手段を取るとなれば、金銭的・人的コストが膨らんでしまい、結果として現在のビジネス環境を維持することができなくなるおそれもある。更に言えば、現在とり得ることが考えられる民事的・刑事的対抗手段が及ばないパターンの海賊版サイトの存在も否定できず、その場合はサイトブロッキングが唯一の手段となり得るが、その時になってから立法を準備するのでは遅すぎることから、十分な議論の上で法制化し、個別の事案については司法の判断に基づいてその可否を検討されれば良いのではないと思われる。

サイトブロッキングの立法にかかる議論は、慎重に行なわれるべきであり、エビデンスを十分に集めたうえでの議論が行なわれる必要がある。サイトブロッキングの立法をする側も、それを反対する側も、十分なエビデンスを示すことができていない状況での議論をすれば、両方の極で綱引きをするだけになるため、結論が見いだせなくなる。つまり、海賊版サイトによる被害の実態を継続的に明らかにしていくこと、現行法下において取りうる措置の実効性、海外の立法状況およびその後の影響、立法に向けての課題の抽出、最新の技術的対抗手段についての検証を行なう等の必要があるだろう。

ただし、海賊版サイトによって、クリエイターや

コンテンツ事業者は、大きな被害を受けていることは紛れもない事実であるが、その被害実態を明らかにすることは容易ではない。日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会も海賊版サイト「漫画村」の実態調査に協力したが、資金的にも時間的にも限られた中で行なった調査であることから、十分なものではない。また、その後に関係事業者・団体による調査が行なわれているが、被害を受けた当事者による調査ということになると、いくら正確な情報を出したとしても、批判を受けかねないし、各社の協力体制にバラつきがあると全体像が見えてこない。そのため、このような調査はできる限り、経済産業省・文部科学省といった関係省庁を中心として行なわれ、関係各社全ての協力の下、客観的なデータとして毎年継続的に公表されることが好ましいだろう。

今後、出版業界は、国内外のユーザに向けて正規版配信を拡大していくことになるだろう。また、無料試読はもちろんのこと、これまであまり公に出てこなかった、クリエイターの情報・インタビューや、作品の裏話等の情報提供、ファンミーティングなども行ない、ユーザの「共感」を得られるサービスをコンテンツの配信と組み合わせた形で展開していくことになると思われる。

また、コンテンツ工学の分野も興味深い。コンテンツを中心においた技術開発は徐々に進んでおり、東京大学発ベンチャーなどの中にも、面白い技術の研究開発を行なっているベンチャー企業がいくつも生まれている。彼らと密なコミュニケーションをしながら、10年先のコンテンツ業界の仕組みの土台を作り上げていきたい。

なお、日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会は、渡邊恵理子理事と協力しコンテンツ工学にかかる研究活動を2020年度以降進めていく計画である。

注

- 国立大学法人電気通信大学認定ベンチャー株式会社 Photonic System Solutions (<https://www.psss.co.jp/>) が開発した FReCs は、光相関アルゴリズムを利用した高速画像認識ソフトウェアを応用したインターネット上動画検索システムであり、この動画識別システムは、インターネット上の主要な動画ストリーミングサイトを巡回し、登録した動画と同一の動画がアップロー

ドされている場合に検出するシステムである。詳しくは、清水利明＝鈴木香織＝安田和史「階層化が進む違法コンテンツの流通と FReCs システムを用いた実態調査」情報システム学会第8回全国大会・研究発表大会予稿集 4 頁参照。なお、同システムは、2009 年以降、経済産業省、社団法人日本音楽事業者協会、総務省の委託事業に採用され、多くの実績を残してきており海賊版の実態調査に不可欠な技術として現在も周知されている。

- MEGAUPLOAD (メガアップロード) とは、2005 年にキム・ドットコム氏により香港に設立された企業である。同社は、オンラインストレージを中心としたサービスを全世界向けに提供しており、大容量のファイルを安価でアップロードおよびダウンロードできたことから、多くの利用者を獲得していた。2012 年 1 月 19 日に、著作権侵害の疑いでサイト運営者が逮捕・起訴されたことにもない、米国司法省と連邦捜査局 (FBI) が 2012 年 1 月 29 日にサイトを封鎖した。
- 内閣官房知的財産戦略推進事務局「国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応について (討議用)」平成 28 年 2 月参照。
- 後藤健郎 (CODA)「コンテンツ海外流通促進機構 説明資料ーコンテンツ・サイトブロッキングについてー」2018 年 2 月 16 日参照。
- 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」平成 30 年 4 月参照。
- NTT グループは海賊版サイトへの接続遮断 (ブロッキング) について「法制度が整備されるまでの短期的な緊急措置として、政府が指定した海賊版 3 サイトへの接続遮断を、準備が整い次第実施する」との方針を発表した。
- 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 (タスクフォース) 第 9 回で示された「知的財産戦略本部インターネット上の海賊版対策に関する検討会議「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」中間まとめ (案) ~インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策~」平成 30 年 10 月参照。
- 中村伊知哉＝村井純「『インターネット上の海賊版対策に関する検討会議』(座長) 検討状況報告」平成 30 年 10 月 30 日参照。
- 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」2019 年 10 月 18 日参照。
- 総務省は、2019 年 4 月 19 日にインターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会を設置し、穴戸教授が提案されたアクセス警告方式を含む検討を開始した。2019 年 8 月 5 日まで全 4 回の議論の後、2019 年 8 月 8 日に報告書が公表された。この中で総務省は「アクセス警告方式は、警告画面を表示させることで、多くのユーザが海賊版サイトにアクセスすることを思いとどまるものと見込まれることから、海賊版対策として一定の効果があると考えられるものの、アクセス警告方式の実施に係る法的整理に関しては、現時点でのユーザの意識や意向を前提とすると、ユーザから個別具体的かつ明確な同意を取得してアクセス警告方式を実施することは可能であるが、現状では、契約約款等による包括同意によってユーザの有効な同意があると考えことは困難である」ことや技術的に困難であるとして、事実上断念することとなり、海賊版対策として有効な手立てを示せないまま終了した。なお、「有害サイトの閲覧を制限する『フィルタリング』機能の強化など、ネット利用者側の端末での対策を検討することになるとのことであるが、キャリアのフィルタリングシステムの稼働率は極めて低く、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューのうち総務省が担当する分野からは効果的な対策が示されることはなかったことになる。
- インターネット上に存在するものの、アクセスするために特定のソフトウェア、設定、認証が必要な www コンテンツをいう。
- Google に対しては、従来からコンテンツ事業者あるいは関連団体を通じて検索結果から削除・表示抑制を求めているが、全く対応されず悩まされてきた。しかしながら、問題の報道が活発になった後にカナダのハーレクイン社と日本のハーバーコリンズ・ジャパンが行なった削除・表示抑制請求に基づき対応がされたようである。削除・表示抑制を行なう基準が不明確であることは問題であるといえる。